

広島県告示第八百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十一年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

福山市

二 事業の種類

福山市津之郷公民館改築工事

三 起業地

1 収用の部分

広島県福山市津之郷町大字津之郷字大満寺地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

福山市津之郷公民館改築工事（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である福山市は、起債及び一般財源により財源措置を講じている。

また、福山市は、施設の設定及び管理に関する条例を改正する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 福山市津之郷公民館は、昭和四十八年に建築された公民館であるが、福山市公民館設置基準に規定する建物の面積を充足しておらず、会議室が狭隘で四十人を超える会議での利用ができないなどの状況にある。

また、廊下に段差があり、障害者用トイレや点状ブロックの敷設がなく、車いす使用者用の駐車場が整備されていないなど、高齢者、障害者等の利用に支障を来している。

本件事業の完成により、福山市津之郷公民館は、福山市公民館設置基準を充足し、高齢者、障害者等をはじめ、より多くの住民に対して施設の利便性の向上が図られることから、得られる公共の利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業の起業地は文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地であるザブ遺跡の範囲に当たするため、起業者は、福山市教育委員会と協議を行い、埋蔵文化財に影響を与えない工法により工事を実施し、必要に

応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、本件事業の位置の選定については、県道御幸松永線治案（以下「申請案」という。）のほか、市道高浦長者ヶ原線治案及び市道津之郷三十三号線治案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、利用者の利便性が最も高いこと、造成工事の難易度が最も低いこと、事業費が最も廉価となることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

(三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3(一)で述べたように、福山市津之郷公民館は、福山市公民館設置基準の規定を充足しておらず、高齢者、障害者等の利用に支障を来していることなどから、できるだけ早期に本件事業を施行し、改善を図る必要があると認められる。

また、福山市は、第四次福山市総合計画に基づく前期基本計画において、木造狭隘館などの解消を図ることとし、本件事業を平成二十一年度主要事業と位置付けており、さらに、福山市自治会連合会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県福山市役所